同⑷の後に「⑸　共同企業体の構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）上の建築工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。　⑹　共同企業体の構成員数は、２社又は３社とする。　⑺　共同企業体の結成方法は自主結成とすること。　⑻　共同企業体の構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。　⑼　共同企業体の代表者は、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高い者とすること。」を挿入します。

２の⑸を２の⑽に訂正し、「経常建設共同企業体にあっては、各構成員が、専任で上記技術者を配置できること。」を削除、②の「平成14年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造地上７階建以上かつ延べ床面積9,000㎡以上の校舎、研究施設、病院の新築電気設備工事の実績を有すること。経常建設共同企業体にあっては、１社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。」を「平成14年度以降に、上記２⑷に掲げる工事の経験を有する者であること。」に訂正し、②の後に「③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証を有する者であること。　④　共同企業体の場合の代表者以外の構成員については、①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。」を追加します。

２の⑹、⑺、⑻、⑼を２の⑾、⑿、⒀、⒁に訂正します。

４　入札手続等の⑶の後に「⑷　共同企業体の競争参加資格審査申請書の提出期間、提出場所及び提出方法　上記４⑶に同じ。」を挿入します。

４の⑷を４の⑸に訂正します。

入札公告（建設工事）の訂正

次のとおり訂正します。

平成 24 年 10 月４日

国立大学法人大阪大学総長　平野　俊夫

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　27

１　公告日　平成24年９月26日

２　工事名　大阪大学（吹田）最先端医療融合イノベーションセンター新営その他機械設備工事

３　訂正内容

２　競争参加資格の「次に掲げる条件を全て満たしている者であること。」を「次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（以下「単体」という。）又は次に掲げる条件を全て満たしている特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。また、共同企業体にあっては、競争参加資格の確認までに、国立大学法人大阪大学総長から共同企業体としての認定を受けていること。」に訂正します。

同⑶「1,100点以上」を「1,100点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、900点）以上」に訂正します。

同⑷「平成14年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造地上７階建以上かつ延べ床面積9,000㎡以上の校舎、研究施設、病院の新築機械設備工事の実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。経常建設共同企業体にあっては、各構成員のうち１社が上記の施工実績を有すること。」を「平成14年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した、次の基準を満たす工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）　①　単体又は共同企業体の代表者　鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造地上７階建以上かつ延べ床面積9,000㎡以上の校舎、研究施設、病院の新築機械設備工事を施工した実績　②　共同企業体の代表者以外の構成員　鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造地上５階建以上かつ延べ床面積7,000㎡以上の校舎、研究施設、病院の新築機械設備工事を施工した実績」に訂正します。

同⑷の後に「⑸　共同企業体の構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）上の建築工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。　⑹　共同企業体の構成員数は、２社又は３社とする。　⑺　共同企業体の結成方法は自主結成とすること。　⑻　共同企業体の構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。　⑼　共同企業体の代表者は、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高い者とすること。」を挿入します。

２の⑸を２の⑽に訂正し、「経常建設共同企業体にあっては、各構成員が、専任で上記技術者を配置できること。」を削除、②の「平成14年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造地上７階建以上かつ延べ床面積9,000㎡以上の校舎、研究施設、病院の新築機械設備工事の実績を有すること。経常建設共同企業体にあっては、１社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。」を「平成14年度以降に、上記２⑷に掲げる工事の経験を有する者であること。」に訂正し、②の後に「③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証を有する者であること。　④　共同企業体の場合の代表者以外の構成員については、①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。」を追加します。

２の⑹、⑺、⑻、⑼を２の⑾、⑿、⒀、⒁に訂正します。

４　入札手続等の⑶の後に「⑷　共同企業体の競争参加資格審査申請書の提出期間、提出場所及び提出方法　上記４⑶に同じ。」を挿入します。

４の⑷を４の⑸に訂正します。

入札公示

公募型競争入札方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

平成 24 年 10 月４日

中日本高速道路株式会社

八王子支社長　金野　行延

◎調達機関番号　418　◎所在地番号　13

１　業務概要

⑴　品目分類番号　42

⑵　業務名　中央自動車道　富士吉田北スマートＩＣ橋梁基本詳細設計

⑶　業務箇所　自）山梨県富士吉田市小明見　至）山梨県南都留郡西桂町小沼

⑷　業務内容　本業務は、富士吉田北スマートＩＣの上部工７連、下部工15基の橋梁設計及び、その他解析業務等一式を行うものである。

⑸　履行期間　契約締結日の翌日から360日間

⑹　本業務は資料の提出、入札を電子入札システムで行う業務であり、当社ホームページ掲載の電子入札（郵送入札）運用マニュアルを適用する。なお、電子入札によりがたいものは、電子入札（郵送入札）運用マニュアルに基づき契約責任者に届出を行い、郵送による紙入札方式によることができる。

⑺　本業務は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の試行業務である。

⑻　本件は、電子契約によることができる。（詳細は入札（見積）者に対する指示書を参照）

２　指名されるために必要な要件

⑴　入札参加者に要求される資格

①　「中日本高速道路株式会社契約規則」（中日本高速道路株式会社規定第25号）第11条の規定に該当しない者であること。

②　「平成23・24年度中日本高速道路株式会社調査等競争参加資格」のうち「橋梁設計」の資格認定を受けている者であること。

③　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。

④　参加表明書の提出期限の日から開札の日までの期間に、中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領に基づく資格登録停止を受けていないこと。

⑵　入札参加者を選定するための基準

「中日本高速道路株式会社契約規則」（中日本高速道路株式会社規定第25号）第31条に規定する指名基準による。なお、同基準中の「当該調査等における技術的適正」については、同種又は類似の業務の実績並びに配置予定の技術者の資格及び業務の経験等を勘案するものとする。